

久留米市における特別用途地区について

令和8年1月時点

●特別用途地区とは

地区の特性に応じた土地利用の増進などを図るため、用途地域の指定を補完して定める地区。
(都市計画法第9条第14項)

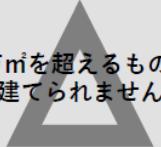
●久留米市における特別用途地区の種類

	種類
①	大規模集客施設制限地区
②	住居系誘導地区（商業地型）
③	住居系誘導地区（工業地型）
④	スポーツ・レクリエーション地区

●特別用途地区の区域

[くるめMAP](#)で参照することができます。

●久留米市における特別用途地区の制限概要（一部抜粋）

	①大規模集客施設制限地区	②住居系誘導地区（工業地型）	③住居系誘導地区（商業地型）
店舗 飲食店等			
		1万㎡を超えるものは建てられません	
風俗施設	—	  	
工場等	—	 危険性や環境悪化のおそれ がやや大きいものは建てられません	 作業場が150㎡を超えるものは建てられません

●特別用途地区の制限内容の詳細については、[久留米市特別用途地区建築条例](#)を参照ください。

問合せ先

久留米市 都市建設部 都市計画課 久留米市城南町15番地3
TEL：0942-30-9083 FAX：0942-30-9714
Mail：toshikei@city.kurume.lg.jp

●条例抜粋

①大規模集客施設制限地区

- 都市計画を定める土地の区域
久留米小郡都市計画区域内の準工業地域全域、大善寺町の近隣商業地域及び商業地域
田主丸都市計画区域内の準工業地域及び近隣商業地域
北野大刀洗都市計画区域内の近隣商業地域
筑後中央広域都市計画区域内の準工業地域及び近隣商業地域

- 建築してはならない建築物（久留米市特別用途地区建築条例【抜粋】）
別表(第3条関係)
法別表第2(か)項に掲げる建築物

②住居系誘導地区（商業地型）

- 都市計画を定める土地の区域
陸上自衛隊久留米駐屯地西側・長門石・小森野の近隣商業地域及び商業地域

- 建築してはならない建築物（久留米市特別用途地区建築条例【抜粋】）
別表(第3条関係)
(1) 法別表第2(か)項に掲げる建築物
(2) 法別表第2(と)項第5号に掲げる建築物(同表(か)項に掲げる建築物を除く。)
(3) 法別表第2(り)項第2号及び第3号に掲げる建築物(商業地域(都市計画法第9条第10項の商業地域をいう。)内に限る。)
(4) 法別表第2(と)項第3号及び第4号に掲げる建築物

③住居系誘導地区（工業地型）

- 都市計画を定める土地の区域
JR南久留米駅周辺、えーるピア久留米付近、西鉄聖マリア病院前駅周辺の準工業地域

- 建築してはならない建築物（久留米市特別用途地区建築条例【抜粋】）
別表(第3条関係)
(1) 法別表第2(か)項に掲げる建築物
(2) 法別表第2(と)項第5号に掲げる建築物(同表(か)項に掲げる建築物を除く。)
(3) 法別表第2(り)項第2号に掲げる建築物
(4) 法別表第2(と)項第4号に掲げる建築物
(5) 法別表第2(ぬ)項第3号に掲げる建築物

④スポーツ・レクリエーション地区

- 都市計画を定める土地の区域
中央公園区域内

- 建築することができる建築物（久留米市特別用途地区建築条例【抜粋】）
別表(第3条関係)
(1) 運動施設及びこれに附属する建築物でこれらの床面積の合計が3,000平方メートルを超えるもの
(2) 観覧場(運動施設に附属するものに限る。)